

令和8年度 償却資産（固定資産税）申告の手引

固定資産税は、土地や家屋のほか償却資産（事業のため用いることができる構築物、機械、器具、備品等）についても課税されます。

償却資産を所有している方は地方税法383条の規定により毎年1月1日（賦課期日といいます。）現在に所有している償却資産について申告していただくことになっています。

つきまして、この手引をご参照のうえ、申告していただきますようお願ひいたします。

提出期限 令和8年2月2日(月)

申告方法

■書類による提出

提出先は中標津町役場税務課資産税係（窓口8番）です。

申告書、申告内容一覧表を窓口に提出してください。（郵送可）

■電子申告による場合

地方税共同機構の地方税ポータルシステム「eLTAX（エルタックス）」により、所定の手順に従って申告データを送信してください。

※詳しくは「eLTAX」のホームページ(<http://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください

<目次>

I 儗却資産のあらまし

1	償却資産の範囲について	1
2	償却資産の主な種類について	1
3	業種ごとの主な償却資産	2
4	建築設備の家屋と償却資産との区分について	2
5	テナントが取り付けた家屋の附帯設備の課税について	3
6	大型特殊自動車について	3
7	リース資産と納税義務者	3
8	国税の取り扱いとの比較	4
9	償却資産の評価と課税について	4
10	課税標準の特例及び非課税とされる資産について	4
11	虚偽の申告及び不申告について	4
12	減価率と減価残存率一覧表	5

II 儗却資産の申告について

1	申告していただく方	5
2	提出する書類	5

III 新規申告の記入例

提出先・お問い合わせ先

中標津町役場 総務部税務課資産税係

〒086-1197 標津郡中標津町丸山2丁目22番地

電話 0153-733111(代表)

0153-740753(資産税係直通)

I 債却資産のあらまし

1 債却資産の範囲について

固定資産税における債却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含みます）をいいます。

なお、「事業の用に供する」とは、必ずしも所有者がその債却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけではなく、事業として他人に貸し付ける場合等においても、債却資産に該当することとなります。

(1) 次のような資産でも事業の用に供することができる状態であれば、申告の対象となります。

- ① 簿外資産（債却済資産を含む）
- ② 建設仮勘定で経理されている資産
- ③ 耐用年数を経過し、減価償却を終えた資産
- ④ 遊休資産（いつでも稼動できる状態にある資産）
- ⑤ 未稼働資産（未だに稼動していないが、すでに完成している資産）
- ⑥ リース資産 ※7 リース資産と納税義務者を参照（P3）

(2) 少額の減価償却資産の取り扱い

	即時償却	3年一括償却資産	通常の減価償却
10万円未満	申告不要	申告不要	申告必要
10万円以上 20万円未満	申告必要	申告不要	申告必要
20万円以上 30万円未満	申告必要		申告必要
30万円以上			申告必要

(3) 申告の対象とならないもの

- ① 自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの（小型フォークリフト・コンバイン）
- ② 無形減価償却資産（特許権・電話加入権・商標権・ソフトウェア等）
- ③ 繰延資産（開業費・試験研究費等）
- ④ 棚卸資産（貯蔵品・商品等）
- ⑤ 書画・骨とう（ただし、複製のようなもので装飾的な目的のみ使用しているものは申告対象となります）
- ⑥ 生物（ただし、鑑賞用・興行用等の生物は申告対象です）

2 債却資産の主な種類について

資産の種類		細目（例）	
第1種	構築物	土地に定着した土木設備	広告塔、門、外灯、構内舗装（駐車場の舗装路面も含む）、煙突、緑化施設等
	建物附属設備	建物附属設備	変電設備、蓄電池電源設備、建物から独立した諸設備等 ※詳しくは【4. 建築設備の家屋と債却資産の区分について】を参照下さい。
		建物の所有者と異なる者（テナント）が施工した設備	店舗内造作、照明設備、給排水衛生設備、ガス設備、空調設備等
第2種	機械及び装置	製造機械設備	電気機器製造設備、食品加工設備、金属製品製造設備、その他物品製造・加工・修理等に使用する機械及び装置等
		土木建設機械	建設機械に該当する大型特殊自動車（分類番号「0」、「00」～「09」、「000～999」）のもの ブルドーザー、パワーショベル等 詳しくは【6. 大型特殊自動車】を参照下さい。
		工作機械	旋盤、フライス盤、ボール盤等
		搬送設備	クレーン、コンベア
		その他の設備	ガソリンスタンド設備、クリーニング設備、洗車業用設備、機械式駐車設備、太陽光発電機（事業用のもの）
第3種	船舶	モーター舟等	
第4種	航空機	ヘリコプター等	
第5種	車両及び運搬具	大型特殊自動車（分類番号「9」、「90」～「99」、「900～999」）のもの 詳しくは【5. 大型特殊自動車】を参照下さい。	フォークリフト、構内運搬車等
第6種	工具・器具及び備品	机、椅子、キャビネット、金庫、電子計算機、陳列ケース、複写機、看板、医療機器、理容又は美容機器、冷暖房用機器、娯楽用機器、厨房用品、切削工具、測定工具等	

3 業種ごとの主な償却資産

業種	課税対象となる主な償却資産【耐用年数】		
事務系 (各業種共通)	・事務机、椅子、キャビネット、ロッカー【15】 ・レジスター、タイムレコーダー【5】 ・エアコン【6】 ・舗装路面(アスファルト【10】又はコンクリート【15】)など	・応接セット【8】 ・金庫【20】 ・パソコン【4】(サーバ用のものは【5】)	
農業	・収穫用機械【7】 ・追肥舎・尿留【17】	・家畜用管理器具【7】 ・バンカーサイロ【17】	・牧柵【5又は14】 ・ビニールハウス【5又は8又は14】
喫茶・飲食店	・看板【10】 ・食卓、椅子、厨房用品、カラオケ【5】 ・食器類(陶磁器製又はガラス製のもの)【2】	・食卓、椅子、厨房用品、カラオケ【5】 ・冷蔵庫【6】	など
理容・美容業	・理容美容椅子、消毒殺菌器、タオル蒸器、パーマ器【5】 ・サインポール【3】	・湯沸し器【6】	など
クリーニング業 コインランドリー	・洗濯機、脱水機、ドライ機、プレス、給排水設備【13】など		
小売業	・冷蔵ストッカー及び氷冷蔵庫【4】 ・自動販売機、電子秤【5】	・陳列ケース【6又は8】 ・冷蔵庫【6】	・肉切断機、挽肉機【10】など
ガソリンスタンド 自動車修理業	・ガソリンスタンド設備【8】	・旋盤、プレス【15】	・測定工具、検査工具【5】 など
建設業・土木	・ブルドーザー、パワーショベル等【6】 ・測定工具、検査工具【5】など	・建築用足場【3】	
印刷業	・デジタル印刷システム設備【4】	・製本設備【7】	など
医院・歯科医院	・レントゲン機器、調剤機器、ファイバースコープ【6】 ・手術機器【5】	・消毒殺菌用機器【4】 ・歯科診療ユニット【7】	など
太陽光発電事業	・太陽光発電一式【17】		など
不動産貸付業	・塀(金属造【10】又はコンクリート造【15】) ・立体駐車場のターンテーブル及び機器部分【10】		など

※償却資産の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6に掲げる耐用年数によるものとされています。

4 建築設備の家屋と償却資産との区分について

固定資産税における取り扱いでは、家屋に施した建築設備のうち、家屋の所有者が所有するもので、家屋に取り付けられ構造上家屋と一緒に効用を發揮し、家屋自体の効用を高めるものについては、家屋として評価しますが、それ以外(構造的に簡単に取り外しが可能なものの等)については償却資産として取り扱われます。ただし、家屋に含める資産であっても、テナントが取り付けた家屋の附帯設備は、テナントが申告をする必要があります。

附帯設備(建築設備)の家屋と償却資産の区分について

設備の種類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
発変電設備	自家用発電設備・受変電設備(配線含む)	
動力用配線配管設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外のもの
電灯照明設備	ネオンサイン、スポットライト、家屋と分離している屋外照明設備	屋内照明設備、分電盤
電話設備	電話機、交換機等の装置・器具類	配線
インターホン設備	インターホン(ドアホンを除く)、マイクロホン、アンプ等の装置・器具類	配線
電気時計設備	親時計、子時計	配線
火災報知装置	屋外の装置(配線含む)	屋内装置(配線含む)
消火装置	消火栓設備のホース・ノズル・消火器	消火栓設備、スプリンクラー
中央監視制御装置	制御装置(配線含む)	
避雷・換気・衛生設備		設備一式
し尿浄化槽設備	右記以外の設備	家屋と一緒になっている設備
給湯設備	局所式給湯設備	中央式給湯設備
ガス・給排水設備	特定の生産又は業務用設備(配線含む)、屋外設備	左記以外の設備
冷暖房装置	ルームエアコンディショナー、FFストーブ	家屋と一緒になっている設備
厨房・洗濯設備	百貨店、旅館、飲食店、病院等のサービス設備	サービス設備以外の設備
運搬設備	工場用ベルトコンベヤー	エレベーター、エスカレーター設備等
簡易間仕切り	床から天井まで達しない程度のもの	床から天井まで達する程度のもの

※一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。

5 テナントが取り付けた家屋の附帯設備の課税について

家屋の所有者以外の者（テナント等）が取り付けた家屋の附帯設備（内部仕上・床仕上・天井仕上・電気設備・給排水設備・ガス設備等）で、事業の用に供することができる資産については、償却資産としてテナント等に課税されるため、申告が必要となります。

附帯設備の（建築設備）の家屋と償却資産の区分について

	取付者	附帯設備	課税区分	納稅義務者
①	家屋所有者 (ビル賃貸業)	内部・床・天井の仕上げ、電気設備、給排水設備、ガス設備	家屋	家屋所有者 (ビル賃貸業)
②	家屋所有者 (ビル賃貸業)	受変電設備	償却資産	家屋所有者 (ビル賃貸業)
③	テナント事業者	看板	償却資産	テナント事業者
④	テナント事業者	者内部・床・天井の仕上げ、電気設備、給排水設備、ガス設備	償却資産	テナント事業者

6 大型特殊自動車

償却資産として課税対象となる資産は、自動車税・軽自動車税の課税対象外の車両です。

なお、軽自動車税の対象となる車両は軽自動車のナンバー交付が必要となりますので、役場税務課住民税係（0153-74-0752係直通）にお問い合わせください。

【車両区分と課税区分】

車両区分	課税区分
大型特殊自動車 [ナンバープレートの分類番号] ● 建設機械に該当するもの 00～09、000～099 ● 建設機械以外のもの 9、90～99、900から999	固定資産税 (償却資産)
普通自動車・二輪以外の小型自動車	自動車税（北海道）
二輪の小型自動車・軽自動車・小型特殊自動車・原付自転車	軽自動車税(中標津町)

【大型特殊自動車と小型自動車の区分】

道路運送車両法第3条、同施行規則第2条別表第1によって、大型特殊自動車は次表の上段に掲げるものです。

ただし、大型特殊自動車の項第1号口に掲げる「国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車」に農耕作業トレーラが指定されたため、小型特殊自動車の項第2号に該当するトレーラについては、軽自動車税種別割の課税対象となりますのでご注意ください。

自動車の種類	自動車の構造及び原動機	長さ	幅	高さ
大型特殊	1 次に掲げる自動車であって小型特殊自動車以外のもの イ ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フイニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパ、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローだ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して走行する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び同大臣の指定する特殊な構造を有する自動車 ロ 農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業自動車			
	2 ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車			
小型特殊	1 前項第1号イに掲げる自動車であって、自動車の大きさが右の欄に該当するもののうち、最高速度15キロメートル毎時以下のもの	4.7m以下	1.7m以下	2.8m以下
	2 前項第1号ロに掲げる自動車であって、最高速度35キロメートル毎時未満のもの			

7 リース資産と納稅義務者

リース資産はその契約の内容により、資産を貸している人（会社）に申告していただく場合と、実際に資産を借りて事業をしている方に申告していただく場合があります。

大きく分類すると、リース資産の契約に応じて次のように申告していただきます。

リース契約の内容	資産を借りている人	資産を貸している人
通常の賃貸借契約によるリース資産	×（申告不要）	○（資産の所在する市町村へ申告）
売買にあたるようなリース資産	○（自己の資産として申告必要）	×（申告不要）

8 国税の取り扱いとの比較

償却資産に対する課税について、国税の取り扱いと比較すると次のとおりです。

項目	固定資産税の取扱い (償却資産)	国税の取扱い (所得税・法人税)
償却計算の期間	暦年(賦課期日制度)	事業年度
減価償却の方法	定率法	定率法、定額法の選択制 【定率法選択の場合】 ・H19.4.1以後に取得された資産は「定率法」 ・H19.3.31以前に取得された資産は「旧定率法」を適用
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度(注1)	認められません	認められます
特別償却、割増資産	認められません	認められます(租税特別措置法)
増加償却(注2)	認められます	認められます(所得税、法人税)
評価額の最低限度	取得価格の100分の5	備考価額(1円)まで
改良費の評価方法	区分評価(改良を加えられた資産と改良費を区分して評価)	原則区分評価

(注1) 圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮を行ったものについては、圧縮前の取得価額としてください。

(注2) 通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置について、所得税法もしくは法人税法の規定による増加償却が認められた資産は、償却資産についても増加償却が適用されます。その際、税務署長への届出書の写を償却資産申告書とともに提出してください。

9 債却資産の評価と課税について

(1) 納税義務者

賦課期日(毎年1月1日)現在における債却資産の所有者が、納税義務者となります。

(2) 価格の決定

固定資産評価基準により、課税対象の全債却資産一品ごとに取得価額を基礎として取得後の経過年数・耐用年数に応じて定率法による減価償却計算をし、「評価額」を算出し価格を決定します。

なお、平成20年度税制改正において地方税法第414条「理論帳簿価額」の取扱廃止により、「評価額」の合計が決定価格になります。

<評価額の計算方法>

前年に取得した資産	取得価額 × (1 - 減価率 ÷ 2)
前年前に取得した資産	前年度評価額 × (1 - 減価率)

※は、小数点第4位を四捨五入、減価率は【12減価率と減価残存率一覧表】をご覧ください。

○次年度以降の算出方法

次年度以降は、前年度評価額に減価率を乗じて得た額を控除して計算します。2年目・3年目…と計算して得た評価額が~~取得価額の5/100に相当する額を下回る場合には、取得価額の5/100に相当する額~~を評価額の最低限度として課税標準額を算出します。

(3) 課税標準

賦課期日(1月1日)現在における決定価格が、課税標準となります。ただし、課税標準の特例が適用される場合は、決定価格に特例率を乗じたものが課税標準となります。

(4) 免税点

課税標準となるべき額が、150万円に満たない場合は課税されません。

ただし、~~申告書の提出は必要となります~~。なお、免税点の判定は、資産の所在する市町村ごとに行います。

(5) 税率

税率は1.4/100です。

例えば、課税標準となるべき額が、1,567,890円の年税額を求める

$$\begin{array}{rcl} 1,567,000 \text{ 円} & \times & 1.4/100 \\ 1,000 \text{ 円未満切捨て} & \text{税率} & 100 \text{ 円未満切捨て} \\ & & = 21,900 \text{ 円} (21,938 \text{ 円}) \end{array}$$

と計算し、年税額は21,900円となります。

10 課税標準の特例及び非課税とされる資産について

地方税法第349条の3、同法附則第15条、同法附則第15条の2、同法附則第15条の3に規定する一定の要件を備えた債却資産は、固定資産税が軽減されます。

該当する債却資産を所有されている方は、特例内容に係る資料とともにご提出ください。

※なお、税制改正によって内容が変わることがあります。

地方税法第348条及び同法附則第14条の規定に該当する債却資産は、固定資産税が非課税となります。該当する債却資産をお持ちの方は、該当資産の確認ができる書類等を提出してください。

11 虚偽の申告及び不申告について

申告すべき事項について、正当な事由がなく申告しなかった場合には、地方税法第386条及び中標津町町税条例第72条の規定により過料を科せられることがあります。

また、申告すべき事項について虚偽の申告をした場合には、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることもありますのでご注意ください。

1.2 減価率と減価残存率一覧表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得 1-(減価率/2)	前年前取得 1-減価率			前年中取得 1-(減価率/2)	前年前取得 1-減価率
1				11	0.189	0.905	0.811
2	0.684	0.658	0.316	12	0.175	0.912	0.825
3	0.536	0.732	0.464	13	0.162	0.919	0.838
4	0.438	0.781	0.562	14	0.152	0.924	0.848
5	0.369	0.815	0.631	15	0.142	0.929	0.858
6	0.319	0.840	0.681	16	0.134	0.933	0.866
7	0.280	0.860	0.720	17	0.127	0.936	0.873
8	0.250	0.875	0.750	18	0.120	0.940	0.880
9	0.226	0.887	0.774	19	0.114	0.943	0.886
10	0.206	0.897	0.794	20	0.109	0.945	0.891

II 償却資産の申告について

1. 申告していただく方

工場や商店の経営、駐車場やアパートの貸付など、事業を行っている会社や個人の方で、毎年1月1日現在において償却資産を所有されている場合は、地方税法第383条（固定資産の申告）の規定により、その資産について所定の事項を申告していただくことになっています。

2. 提出する書類

○初めて申告される方…全資産を申告してください。

対象者	①前年中に、中標津町内で事業を始められた方（又はそれ以前に始められていた方） ②今回、初めて償却資産申告書が送られた方
対象資産	令和8年1月1日現在、中標津町内に所在し、事業の用に供することのできる全償却資産
提出する申告用紙	①償却資産申告書（償却資産課税台帳）②種類別明細書（増加資産・全資産用）

○前年度までに申告されている方…増減した資産について申告してください。

対象者	前年度(令和7年度)までに申告されている方
対象資産	令和7年1月2日～令和8年1月1までの増加及び減少資産 (ただし、令和7年1月1以前の増加及び減少でも未申告のものについてはこれを含めてください)
提出する申告用紙	償却資産申告書兼種類別明細書
記入方法	①減少資産があった場合は「償却資産申告書兼種類別明細書」の該当箇所に見え消し線を引いて提出してください。 ②法人にあっては特に決算日以降の増加・減少資産についても漏れのないようにご注意ください。

■提出書類一覧表

		償却資産申告書	種類別明細書 (増加資産用)	申告書兼 種類別明細書
初めて申告され る 方	資産所有	○	○(全資産)	
	資産なし	○		
前年度までに 申告されてい る 方	①取得・移動による 受入れ・未申告資産 がある場合	○	○	
	②売却・滅失・移 動	○		○
	上記①と②がある 場合	○	○	○
	増減なし	○		
	廃業・解散・転出	○		○
	電算申告をしてい る方	○	○(全資産)	○(減少がある場 合)